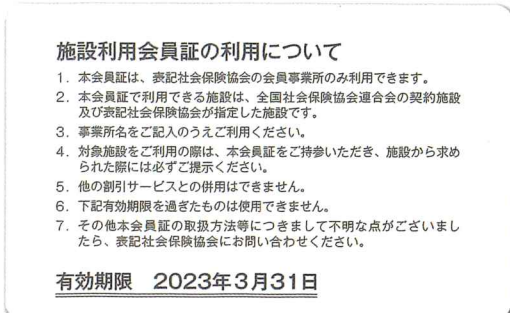
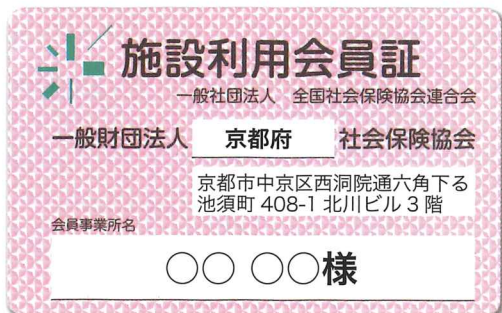


「施設利用会員証」発行いたします

全国の社会保険協会の共同事業として、会員事業所様の利便と従業員の皆様の福利増進を目的として、ホテル等の契約施設を優待料金で利用できる「施設利用会員証」を発行しております。出張やご家族での旅行時などにご利用ください。

会員証を希望される場合は、申込書に必要事項をご記入いただき、宛先を明記した返信用封筒（※84円切手を貼付してください。）を同封のうえ「京都府社会保険協会」へ郵送にてお申し込みください。



※顧客専用電話番号・料金表・パスワード等につきましては、「施設利用会員証」送付時に同封いたします。

*施設利用会員証の利用について

1. 本会員証は、京都府社会保険協会の会員事業所のみ利用できます。
また、発行は1事業所につき3枚までとなります。(3枚以上必要な場合はご連絡ください。)
2. 本会員証で利用できる施設は、全国社会保険協会連合会の契約施設及び京都府社会保険協会が指定した施設です。
3. 事業所名をご記入の上、ご利用ください。
4. 対象施設をご利用の際は、本会員証をご持参いただき、施設から求められた際には必ずご提示ください。
5. 他の割引サービスとの併用はできません。
6. 有効期限を過ぎた会員証は使用できません。
7. 会員事業所に発行した施設利用会員証は、当該事業所において管理のうえご利用ください。

利用優待施設は中面をご覧ください

「施設利用会員証」申込書 (コピー可)

会員整理番号 必要枚数 (1事業所3枚まで) 枚

事業所名称

事業所所在地 〒 -

事業所電話番号 -